# 淡路地区 海岸ゾーン Park-PFI 事業 公募設置等指針

国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 平成30年10月11日

## ■用語の定義

・ 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・ 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称: P-PFI)と呼称。
を
民間が収益施設と公共部分を一体的に整備カフェ等の収益施設 広場、園路等の公共部分
(公募対象公園施設) (特定公園施設)
従 前     民間資金     公的資金       新制度     民間資金     収益を充当     公的資金
・ 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
・ 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。 公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行う こととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象 公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向 上に寄与すると認められるもの。
・ 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。 P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、 地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
・ P-PFI の公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。
・ 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等 が公園管理者に提出する計画。
・ 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置 等計画。
・ 法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。
・ 応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、選定した者。審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。

# 目 次

1.	事業の概要	. 1
	(1) 事業の目的	1
	(2) 公園の概要	2
	(3) 事業対象地の概要	2
	(4) 事業の期間	4
	(5) 事業範囲	5
	(6) 費用及び役割分担等	6
	① 事業範囲のイメージ図	. 6
	② 利用料金・使用料の流れのイメージ図	. 6
	③ 費用及び役割分担等	. 7
	(7) 事業の流れ	8
	① 公募設置等予定者の選定	. 8
	② 公募設置等計画の認定	. 8
	③ 基本協定の締結	. 8
	④ 公募対象公園施設の設置、管理運営	. 8
	⑤ 特定公園施設の建設、国への譲渡	. 8
	⑥ 特定公園施設の管理	. 8
	⑦ 利便増進施設の設置、管理運営	. 8
	(8) その他	8
2.	公募対象公園施設等の設置等に関する事項	. 9
	(1) 基本的事項	9
	① 民活エリアの全体基本構想に関する事項	. 9
	② シースケープ・ラウンジの管理運営に関する事項	. 9
	(2) 公募対象公園施設	10
	① 公募対象公園施設の種類	10
	② 公募対象公園施設の場所	11
	③ 公募対象公園施設の設置について	11
	④ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	12
	(3) 特定公園施設	13
	① 特定公園施設の建設について	13
	② 特定公園施設の建設費用の負担	13
	③ 特定公園施設の管理について	13
	④ 特定公園施設の管理の負担について	14
	(4) 利便増進施設	
	① 利便増進施設の設置について	15
	② 利便増進施設を設置する場合の占用料	15
3.	公募の実施に関する事項等	16
	(1) 公募への参加資格	16
	① 応募の制限	16
	② 応募者の資格	17
	③ 応募条件	
	(2) Park-PFI の事業者公募、選定手続きの流れ	
	(3) 提供情報	
	(4) 事業破綻時の措置	
4.	公募の手続きに関する事項等	20

(1) 日程	20
(2) 応募手続き	20
① 公募設置等指針の交付	
② 現地見学	
③ 公募設置等指針に対する質問及び回答	
④ 参加登録	
⑤ 公募設置等計画等関係書類の受付	
(3) 事務局	24
(4) 受付時間	24
(5) 審査方法等	24
① 審査の流れ	24
② 委員会	25
③ 評価の基準	25
④ 結果通知	27
⑤ 委員会の委員への接触の禁止等	28
(6) 公募設置等予定者等の決定	28
(7) 公募設置等計画の認定	28
(8) 契約の締結等	28
① 基本協定	
② 設置管理許可	
③ 管理許可	
④ 占用許可	
(9) 法規制等	29

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の目的

国営明石海峡公園(以下、「本公園」という。)は、明石海峡大橋を挟んだ周辺地域の広域的なレクリエーション需要に応えるため、兵庫県淡路市の『淡路地区』と神戸市北区、西区の『神戸地区』の2地区で整備を行っている全体計画面積330haの国営公園です。

淡路地区は、「海辺の園遊空間の創造」を目指し、高度成長期に緑を失った大規模土取り場跡地において、自然再生と交流空間の整備を隣接施設と連携して進めており、 平成14年3月に一部開園しました。

平成 29 年度に実施した国営明石海峡公園基本計画(以下、「公園基本計画」という。) の見直しでは、淡路地区における観光レクリエーションにおいて国営公園が果たすべき役割を再整理するとともに、周辺条件の変化や開園地区の整備・利用状況等を踏まえて、未開園区域を含んでいる「海岸ゾーン」「展望ゾーン」の位置づけや導入施設について見直しを行いました。

中でも、「海岸ゾーン」の「シースケープ・ラウンジ」については、海の眺望を取り込んだ洗練された雰囲気を形成し、デザイン性の高い施設等を集めた海辺の散策とショッピングを楽しめるエリアとするとともに、施設整備は民間活力の導入を図ることとしています。

淡路地区海岸ゾーン Park-PFI 事業(以下、「本事業」という。)では、平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた公募設置管理制度(Park-PFI)を活用し、海辺の展望をテーマとしたレストラン・カフェ、物販や体験型サービス等を提供する便益施設(公募対象公園施設)と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設(特定公園施設)の整備・維持管理・運営を民間活力の導入により実施することを目的とします。

# (2) 公園の概要

公園名	国営明石海峡公園
所在地	淡路地区 : 兵庫県淡路市夢舞台
	神戸地区 : 兵庫県神戸市北区山田町藍那
<del>工</del> 注	淡路地区 : 96.1ha (内供用面積 40.4ha)
面積	神戸地区 : 233. 9 ha (内供用面積 43. 0 ha)

# (3) 事業対象地の概要

事業対象地	整備及び管理運	淡路地区 海岸ゾーン シースケープ・ラウンジのうち認定計画提出者が整備及び管理運営する範囲 ※ゾーニング図及びシースケープ・ラウンジ整備イメージ図参照					
所在地	兵庫県淡路市夢	<b>夢舞台2-28他</b>					
面積	· ·	ラウンジ:約2.9ha :約10,600 ㎡					
事業対象地の インフラ状況	事業対象地のイ国が引き込み予	インフラは未整備。但し、電気・水道の幹線については →定。					
	(上・下水道)	(電気) 国営明石海峡公園事務所と契約している電力供給事業者 (上・下水道) 淡路広域水道企業団 (ガス) プロパンガス					
事業対象地の 整備条件	都市公園法	都市公園法第2条第1項第2号イの規定に基づく 国営公園					
	都市計画法	非線引き都市計画区域(用途地域の指定無) 【淡路・東浦都市計画公園 9 ・ 6 ・ 1 号淡路島公園】					
交通アクセス	【自動車の場合 ・神戸淡路鳴門	f】 月自動車道淡路 I.C.を降りて国道 28 号を南へ 5 分					
	・新神戸・三/ ・JR 舞子駅下 <sup>I</sup> 下車 ・高速艇・明石	【公共交通機関の場合】 ・新神戸・三ノ宮よりバスで約60分→夢舞台前バス停下車 ・JR舞子駅下車、高速舞子バス停よりバスで約15分→夢舞台バス停					
	※シースケーフ	<ul><li>プ・ラウンジは鵜崎又は聖隷淡路病院前バス停下車</li></ul>					

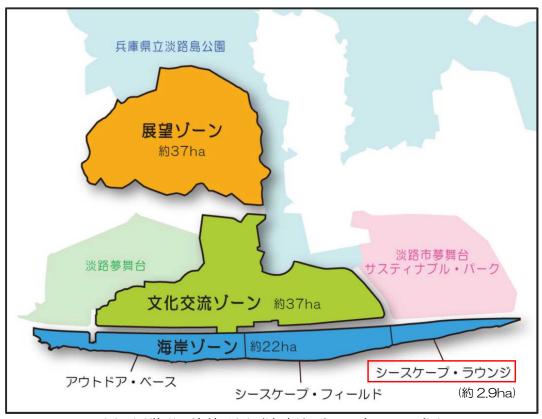


図 国営明石海峡公園(淡路地区) ゾーニング図

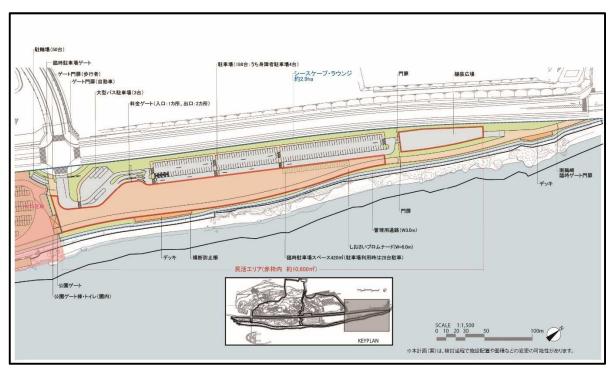


図 シースケープ・ラウンジ整備イメージ図

公園基本計画における海岸ゾーンの土地利用計画は以下のとおりです。

## 【海岸ゾーン】

隣接地区と一体的にエリアを形成し、海辺の開放的な空間を活かしたレクリエーション 利用の場とするとともに周辺施設連携による広域観光の拠点機能を配置する。

## 《機能》

- ・以下の3つのコンセプトのエリアにより、特徴のある公園づくりを行う。
- ① 五感で目の前に広がる海を感じられることを魅力として、ピクニック、休息、遊び など自由に利用ができ、季節に応じたイベント・体験プログラム等を提供する大ら かなエリア=シースケープ・フィールド
- ② 海の眺望を取り込んだ洗練された雰囲気を形成し、デザイン性の高い施設等を集め た海辺の散策とショッピングを楽しめるエリア**=シースケープ・ラウンジ**
- ③ バーベキューを中心に質の高い海辺のアウトドアライフやスポーツアクティビティを楽しむことのできるエリア**=アウトドア・ベース**

#### (4) 事業の期間

認定計画の認定の有効期間は、認定計画に基づく工事着手から20年とします。

公募対象公園施設の設置管理許可期間は、公募対象公園施設の整備工事着手から10年とします。認定計画提出者は設置管理許可期間の終了前に10年の設置管理許可の更新を申請することとし、国はその許可を与えることとします。

設置管理許可期間には、公募対象公園施設等の撤去(原状回復)の期間も含みます。 公募対象公園施設等の供用開始予定日については、平成33年4月を目途に提案して ください。提案を踏まえ、国との協議により、基本協定書に定める供用開始予定日を 決定するものとします。

なお、国による整備(土地造成、ライフライン布設等)は、平成33年3月に完了する予定です。国による整備と公募対象公園施設等の整備工事が同時期に行われることから、整備工事の工程等の詳細について国と協議するものとします。

事業年度		1					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				21									
年度(平成)					31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51							51																										
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	_	_	-	_	_	-	ı	_	-	_	_	_	_	_	_	ı	ı	_	_	4	5	6	7	8	9	10
◆手続き	<b>♦</b> 1	〉募	设置	等予	定者	当の道	選定																															
					♦ti	協定組	締結																															
					♦1	公募:	设置	等計	画σ	)認[	Ē																											
							<b>♦</b> ∄	置置	<b>管理</b>	許可	J												<b>♦</b> ∄	设置	管理	許可	[											
					⇒≣	毀計	⇒₹	&備.	工事					⇒(:	<sup>共用</sup>	開始																			撤	去期	間	
認定計画の	定計画の有効期間 20年																																					
設置管理許	F可(	1)												1 (	)年																							
設置管理許	F可(	2)																											1	101	Ŧ							

事業スケジュールイメージ

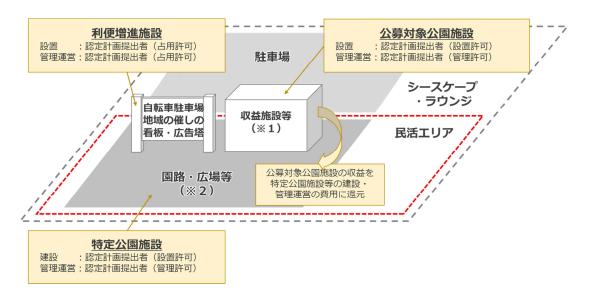
## (5) 事業範囲

認定計画提出者には、シースケープ・ラウンジにおいて、以下の業務を行っていた だきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務
- ⑤ 特定公園施設の管理業務
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務\*\* ※シースケープ・ラウンジ内に利便増進施設を設置する場合

## (6) 費用及び役割分担等

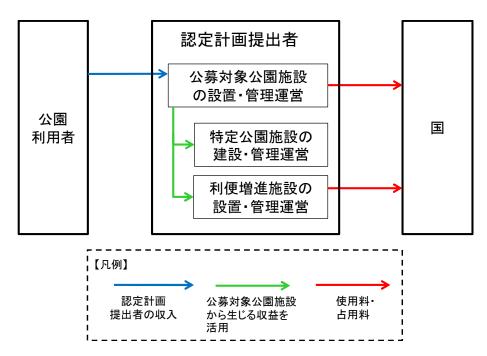
## ① 事業範囲のイメージ図



※1:公募対象公園施設は、カフェ、レストラン、売店、マルシェ、コンビニ、ミュージアム、アスレチック、運動場、体験学習施設、健康増進施設等、公園基本計画における海岸ゾーンの土地利用計画に即した範囲で多種多様な施設が提案可能です。

※2:特定公園施設は、園路、広場、植栽、休憩施設、展望台、噴水、モニュメント等、多種多様な施設が提案可能です。

## ② 利用料金・使用料の流れのイメージ図



# ③ 費用及び役割分担等

	項目	公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設	左記以外の公園施 設				
設置	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	国				
•	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	国				
建設時	許可	設置許可	設置許可	占用許可	_				
管	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	玉				
管理運営時	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	国				
時許可		管理許可	管理許可	占用許可	_				
施設の所有者		認定計画提出者	国	認定計画提出者	国				

※1:「駐車場(186台:うち身障者駐車場4台)」は国が整備・管理運営します。

※2:従業員等のための駐車場が必要な場合は、「舗装広場」に公募対象公園施設として設置 することが可能です。

#### (7) 事業の流れ

#### ① 公募設置等予定者の選定

国は、応募者が提出した公募設置等計画等関係書類の審査及び評価を行い、公募設置等予定者を選定します。審査及び評価にあたっては、「淡路地区海岸ゾーン民間活用検討委員会(以下、「委員会」という。)」の意見を聴取します。

## ② 公募設置等計画の認定

国は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。なお、委員会での意見等を踏まえて、必要に応じ、公募設置等予定者との協議により、公募設置等計画を一部変更したうえで認定する場合があります。また、国は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等計画は認定計画となり、公募設置等予定者は 認定計画提出者となります。

#### ③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、認定計画に基づき、国との間で、協議のうえ、事業実施条件や 認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

## ④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設置、管理運営を行っていただきます。

#### ⑤ 特定公園施設の建設、国への譲渡

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置許可により、特定公園施設の 建設を行っていただきます。建設後、当該特定公園施設は国に無償譲渡するものとし ます。

#### ⑥ 特定公園施設の管理

認定計画提出者には、都市公園法第 5 条に基づく管理許可により、特定公園施設の管理を行っていただきます。

## ⑦ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき利便増進施設を設置する場合は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

#### (8) その他

都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の管理運営を行

う区域以外において、イベント等を実施する場合は、都市公園法第6条及び第12条に基づく占用許可等により行っていただきます。

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に関する事項

### (1) 基本的事項

#### ① 民活エリアの全体基本構想に関する事項

- •応募者は、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設を含めた民活エリア (約 10,600 ㎡)の全体基本構想を提案するものとします。
- 「臨時駐車場スペース 420 ㎡ (駐車場利用時は 28 台駐車)」は、通常時は広場として利用することはできますが、大型イベント時には臨時駐車場として使用します。
- •民活エリアの土地造成は国が行います。応募者は、眺望の確保や憩いの空間創出等 のため、園地に勾配や起伏を設けることについて提案することは可能とします。
- •民活エリアの公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設以外の部分は、国が芝生・舗装等による整備を行います。応募者はその配置・色・形状・素材等の希望について提案するものとします。また、「臨時駐車場スペース 420 ㎡ (駐車場利用時は 28 台駐車)」の配置・色・形状・素材等についても提案してください。国は、提案内容を参考に整備内容を決定します。
- •国道 28 号からの進入路は、対象エリアの南側の「ゲート門扉(歩行者及び自動車)」 1箇所とします。ただし、大規模イベント時は追加の進入路として、対象エリア北側の「南鵜崎臨時ゲート門扉」を開門します。
- ●民活エリアの海側には、国が「しおさいプロムナード(w=6.0m)」を整備します。

#### ② シースケープ・ラウンジの管理運営に関する事項

(有料・無料区域の区分)

シースケープ・ラウンジは無料区域とします。

(休園日)

•本公園の現在の休園日は以下のとおりです。

年末年始(12月31日~1月1日)

2月の第1月曜日とその翌日

※荒天その他管理上の理由により休園する場合があります。

(公募対象公園施設の休業日)

- ◆休園日は原則として休業日とし、休園日に公募対象公園施設の営業を行う場合には、 国と協議するものとします。
- •定休日を週1日設けることができます。
- 施設のメンテナンス等のため年間最大30日間の休業日を設けることができます。

(開園時間)

•本公園の現在の開園時間は以下のとおりです。

4月1日  $\sim$  8月31日 9:30  $\sim$  18:00 9月1日  $\sim$  10月31日 9:30  $\sim$  17:00 11月1日  $\sim$  2月末日 9:30  $\sim$  16:30 3月1日  $\sim$  3月31日 9:30  $\sim$  17:00

(公募対象公園施設の営業時間)

- •本公園の開園時間外に公募対象公園施設の営業を行う場合には、国の許可を必要とします。なお、提案がある場合、7:00~21:00の営業は許可する予定です。
- •24 時間営業は不可とします。
- •11:00~14:00 をコアタイムとし、当該時間帯は必ず営業するものとします。 (駐車場)
- •「駐車場(186台)」は、国が整備・管理運営します。
- •ただし、「舗装広場」において従業員等のための駐車場を公募対象公園施設として 設置する場合は、認定計画提出者が自ら管理運営することとし、適宜、国と必要な 調整を行うものとします。
- 「駐車場 (186 台)」の利用料金は有料 (1日 500 円) としますが、公募対象公園 施設の利用者に対する利用料金は無料とします。
- •公募対象公園施設の利用者に対する「駐車場 (186 台)」の利用料金を無料化する ため、認定計画提出者は自らの負担において公募対象公園施設内に無料化できる精 算機を置くなど、料金精算に協力するものとします。

(「ゲート門扉」の開閉)

•「ゲート門扉(歩行者及び自動車)」の開閉は、原則として国が本公園の開園時間に合わせて行います。ただし、シースケープ・ラウンジの早朝、夜間の開園を提案する場合は、「ゲート門扉」の開閉を含めた早朝、夜間のシースケープ・ラウンジの管理方法について国と協議し決定するものとします。なお、22 時には閉門します。

## (2) 公募対象公園施設

#### ① 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第2第2項に規定されている公園施設及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戲施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとします。

なお、宿泊施設など24時間営業の施設は、公募対象公園施設として認めません。

#### ② 公募対象公園施設の場所

民活エリア(約10,600 ㎡)内で、適当な設置場所と必要な面積を提案してください。 なお、公募対象公園施設の従業員等のための駐車場については、「舗装広場」におい て、国が舗装を敷設するため、認定計画提出者が必要台数分の区画マス・車止め等の 追加整備を提案のうえ設置してください。

道路斜線制限 1.5 隣地斜線制限 20m+1.25 日影による高さ制限適用あり ※詳細は淡路市都市計画課にお問い合わせください。

## ③ 公募対象公園施設の設置について

- •公募対象公園施設の建設、管理運営に要する費用は、すべて認定計画提出者が負担 するものとします。
- ●海へ降りる施設の設置は不可とします。
- ●利用者が海を感じられるような設計を行ってください(テラス、バルコニー等)。建築物及び工作物は、後背地からの眺望を阻害しないこととします。
- •来園者へのサービスとして飲食施設を設置することとします。なお、自販機のみの 飲食施設は認めません。
- •民活エリア全体の賑わい創出につながるよう、延床面積 100 ㎡以上の常設の建物を 1棟以上(ただし、常設の建物を複数設置する場合は、その床面積の合計が 100 ㎡ 以上)設置することとします。なお、常設の建物を設置したうえで、別途、仮設の 建物を設置することは可能です。
- •外国人来園者のための多言語対応を考慮することとします。
- •夜間営業を提案する場合は、夜間景観及び公園利用者の安全な通行を考慮した施設 (間接照明、フットライト等)を配置してください。
- •周辺施設(県立公園、ウェスティンホテル等)及び地元の事業者との連携を考慮するものとします。

## (デザインコード)

- •施設のデザインの前提として、公園基本計画に沿い、公園の魅力を高め、景観やユニバーサルデザインに配慮することとします。
- •施設のデザインは、好ましいデザインの一例として以下に示すデザインコードに適合するものとします。
- •デザインコードと異なるデザインの提案も可能です。その場合は、施設のデザイン の前提を踏まえた、明確なデザインコンセプトを提案してください。

# <デザインコード>

配置	<ul><li>毎辺や水平線の見え方に配慮するとともに眺望を守る。</li><li>建物群を形成する各建物については、園路(歩行者動線)からの出入口を同じ面側からの進入方向とし、その前面には、外部空間を活用できる</li></ul>
	ようなコミュニティ空間の形成を図る。
色	<ul><li>・周辺の景観と調和した色調とし、海や空の色相と反対色にならない色を選択する(ただし、社名表示の差し色の場合は、この限りでない。)</li><li>・外壁及び屋根は、彩度を抑えた色彩とする。</li></ul>
形	<ul><li>外装や外構の装飾は最小限に抑え、機能的・合理的なデザインとする。</li><li>看板(電飾を含む)等の設置は最小限とする。</li></ul>
素材	<ul><li>・建物は青い海と輝く緑の自然と調和した素材とし、周辺施設との一体化を図る。</li><li>・来園者から見える箇所・部位については、細部まで配慮した素材とする。</li><li>・光沢のある素材は避け、自然素材や地場産材の活用に努める。</li><li>・魅力度に寄与するような花や低木による緑化に努める。</li></ul>

# ④ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料(税抜)及び 対象面積を提案してください。

民活エリア内 (下記以外)	816円/㎡年
「舗装広場」	300円/㎡年

## (3) 特定公園施設

#### ① 特定公園施設の建設について

- •民活エリア (約 10,600 ㎡) 内で、公募対象公園施設を除く適当な建設場所、必要な面積及び整備内容を提案してください。
- •整備面積 600 m以上の特定公園施設を建設するものとします。
- ◆特定公園施設は、海岸北口ゲートのエントランス周辺の賑わいの創出、公園利用者 が海の風景を楽しめる空間づくりに貢献する施設とします。
- ◆特定公園施設の建設にあたっては、「都市公園技術標準解説書(平成28年度版)」 に準拠するものとし、これによらない場合は、国と協議するものとします。

## ② 特定公園施設の建設費用の負担

特定公園施設の建設に要する費用は、すべて認定計画提出者が負担するものとします。

#### ③ 特定公園施設の管理について

●特定公園施設の管理にあたっては、別添-9の「H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務共通仕様書等」に準拠するものとし、これによらない場合は、国と協議するものとします。

特に参照すべき特定公園施設の管理水準の例を以下に示しますが、質の高い空間や サービス水準を維持するため、より厳格な管理水準を提案することができるものと します。

## 個別仕様書【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

#### 第3章 園内巡視

第44条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取れるようにする。

#### 個別仕様書【施設·設備維持管理業務】

#### 第2編 建物維持修繕等

第12条 管理水準

事業者は、建物の外観及び内部を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

## 第11編 園内清掃、公園内建物清掃

#### 第1章 基本事項

#### 第50条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

## 個別仕様書【植物管理】

#### 第2章 芝生管理(淡路地区)

#### 第11条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。施工は参考資料34「芝生管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

<b>佐理二、力</b>	Δ.	В	0				
管理ランク	A	В	С	D			
管理水準(目標)	特に修景性を求める芝生	花を散策する園路沿いや花壇周辺にあり、全体的な美観が 求められる芝生地	花壇周辺にあり、全 体的な美観が求めら れる芝生地	高木植生地の下草 等、観賞に耐えうる 修景性を求める芝生 地			
芝生地の分類	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地			
芝刈高	3cm	3cm	3cm	5cm			
芝高	8cm以下	8cm以下	8cm以下	10cm 以下			
雑草混入	30%以下	50%以下	混入を認める	混入を認める			
茎葉密生度	茎葉が密生し空隙が 少ない	茎葉が密生し空隙が 少ない	茎葉が密生し空隙が 少ない	空隙あり			
標準実施回数		(単位:	回/年)				
芝刈・集草あり	8	4~7 回	4~7 回	4~7 回			
人力除草	2~3 回	2~3 回	1~2回	0~1 回			
対象地	ポプラの丘(G,H エ区)、陽だまりの丘、パームガーデン(G エ区)、移ろいの庭(L エ区)、大地の虹(H エ区)	花の丘道(A, B 工区)、 夢舞台側外周:9 号園 路(K 工区)、花の中海 周り・滝のテラス 前・子供の森・海の テラス前(H 工区)、ス イセン地(G 工区)、芝 生広場(M 工区 M3)、 管理棟周り(N 工区)	春一番の丘サクラ植 栽地周辺(C 工区)、天 壇テラス周辺(D 工 区)、せせらぎ広場(E 工区)、花の谷(F 工 区)、水の棚田横 (G1-114 工区)、移ろ いの園路より海側 (H56 工区)、海岸ゾー ン(J 工区)	国道 28 号沿い(I 工区)、海岸ゾーン灘川 流末池斜面・海岸ゲート海側斜面(J 工区)、9 号園路北石垣 上(K 工区)、海岸ゾーンいその楽園(J エ区)			

※:民活エリアの芝生管理の管理ランクはDに該当します。

## ④ 特定公園施設の管理の負担について

特定公園施設の管理に要する費用は、すべて認定計画提出者が負担するものとします。

## (4) 利便増進施設

## ① 利便増進施設の設置について

シースケープ・ラウンジ内に利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

## ② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

シースケープ・ラウンジ内(下記以外)	816円/㎡年
「駐車場(186台)」、「舗装広場」	3 0 0円/㎡年

## 3. 公募の実施に関する事項等

## (1) 公募への参加資格

## ① 応募の制限

応募者は、次のすべての事項に該当する者とします。

- ア) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定 に該当しない者であること。
- イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生 法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ウ) 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、近畿地方整備局 長から指名停止を受けていないこと。
- エ)入札に参加しようとする者の間に下記1)から3)までのいずれかに該当する関係がないこと。

## 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- イ.子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に 規定する子会社等をいう。ロ.において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。ロ.において同じ。)の関係に ある場合。
- ロ. 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ.ついては、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 条)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- イ. 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社に あっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会 社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準 ずる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねてい る場合
- ロ. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項 又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人(以 下単に「管財人」という。) を現に兼ねている場合
- ハ. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- 3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1)又は 2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認め
- オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者 として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続し ている者でないこと。
- カ) 最近の2年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者 でないこと。(徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。)
- キ) 国が本事業に関する検討を委託した日本工営株式会社及び同社が当該委託 業務において提携関係にあったPwCアドバイザリー合同会社及びベーカー& マッケンジー法律事務所、又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連のある者でないこと。
- ク) 委員会の委員が属する者又はその者と資本面もしくは人事面において関連 のある者でないこと。

## ② 応募者の資格

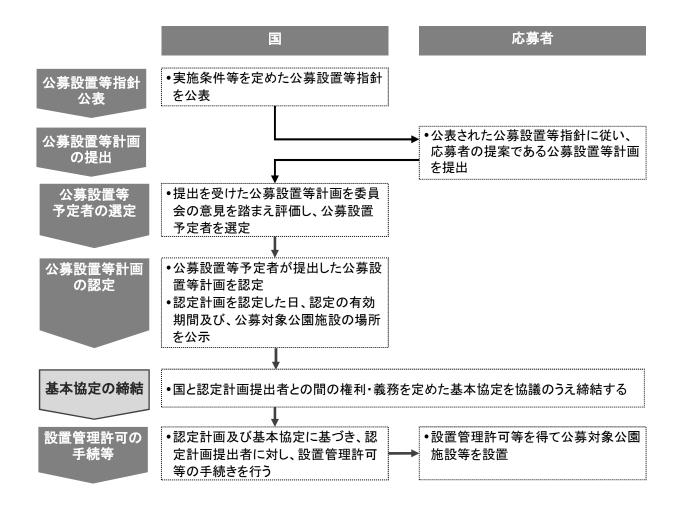
られる場合。

- ア) 応募者は、法人(以下「応募法人」という。)又は法人のグループ(以下「応募がループ」という。)に限ります。
- イ)応募グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人を代表法人(他の法人は構成法人とする。)として定めてください。 (以下、応募法人又は応募グループの代表法人及び構成法人を総称して「応募法人等」という。)
- ウ)応募法人等は、直近決算において債務超過でないこととします。
- エ) 応募グループで応募する場合は、公募対象公園施設の管理運営を実施する 法人を定めてください。
- オ) 公募対象公園施設の管理運営を実施する法人のうち少なくとも1社は、過去10年以内に飲食施設の管理運営の実績を有することとします。
- カ) 応募法人又は応募グループの代表法人は、公募対象公園施設の設置及び特定公園施設の建設・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

#### ③ 応募条件

• 応募法人等は、他の応募法人又は応募グループの代表法人若しくは構成法人となる ことはできません。

## (2) Park-PFI の事業者公募、選定手続きの流れ



## (3) 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

別添-1	国営明石海峡公園基本計画 平成 29 年 6 月
別添-2	日別入園者数(平成 26 年度~29 年度)
別添-3	利用実態調査結果概要(平成 26 年度~29 年度)
別添-4	駐車場利用状況(平成 26 年度~29 年度)
別添-5	飲食・物販施設等の利用者数等(平成 26 年度~29 年度) 【守秘義務対象開示資料】
別添-6	主なイベント実施状況(平成 26 年度~29 年度)
別添-7	シースケープ・ラウンジ整備イメージ図
別添-8	測量データ
	【守秘義務対象開示資料】
別添-9	H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務共通仕様書等

「別添-5、8」のデータ提供を希望される方は、「(様式1-1)守秘義務対象開示

資料提供申込書」及び「(様式1-2) 守秘義務に係る誓約書」に必要事項を記入し、「連絡先」の E-mail 宛にメールに添付して送付してください。

なお、メールの件名は、【開示資料提供申込】とし、受信確認後、受信確認及び資料 を返信します。

## (4) 事業破綻時の措置

認定計画の認定の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、原則として、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を撤去し、周辺の景観に配慮し、整地して返還していただきます。但し、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は国の承認を得た場合に限り、別の民間事業者に事業を承継させることができます。

# 4. 公募の手続きに関する事項等

# (1) 日程

公募設置等指針の交付	平成30年10月11日(木)から
第1回現地見学	平成30年10月22日(月)~平成30年11月9日(金)
質問書受付	平成30年10月11日(木)~平成30年12月14日(金)
質問書回答	平成30年10月22日(月)~平成30年12月28日(金)
参加登録の提出	平成30年10月11日(木)~平成30年12月7日(金)
第2回現地見学	平成31年1月7日(月)~平成31年1月25日(金)
公募設置等計画等関係書類の 提出	平成30年12月25日(火)~平成31年2月4日(月)
プレゼンテーション	平成 31 年 2 月頃
公募設置等予定者等の決定	平成 31 年 4 月頃
公募設置等計画の認定	平成 31 年 5 月頃
基本協定の締結	平成 31 年 8 月頃

## (2) 応募手続き

# ① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、以下のとおり配布します。

配布期間	平成30年10月11日(木)から
	国営明石海峡公園事務所ホームページ
配布場所	http://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/
	(公園利用者向けのホームページとは異なります)

## ② 現地見学

現地見学を希望される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し 込みをしてください。

使用様式	様式2「現地見学 参加申込書」		
申込期限	希望日の7日前まで		
申込方法	電子メール		
1 27712	※件名(subject)は「現地見学申込」と記載してください		
アドレス	akashi-kaigan@way.ocn.ne.jp		
申 込 先	国土交通省 近畿地方整備局		
中 込 尤	国営明石海峡公園事務所 調査設計課		
	以下の範囲から希望日時を記載してください。		
希望日時の範囲	・第1回:平成30年10月22日(月)~平成30年11月9日(金)		
	・第2回:平成31年1月7日(月)~平成31年1月25日(金)		
	※時間は、10 時~16 時とします。		
	※各期間に1回ずつ見学できます。		

参加人数	1 応募法人(1 応募グループ)あたり5名まで
------	-------------------------

## ③ 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式	様式3「質問書」
受付期間	平成 30 年 10 月 11 日 (木) ~平成 30 年 12 月 14 日 (金)
提出方法	電子メール ※件名(subject)は「公募設置等指針質問」と記載してください
アドレス	akashi-kaigan@way.ocn.ne.jp
提出先	国土交通省 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 調査設計課
回答日	平成 30 年 10 月 22 日 (月) ~平成 30 年 12 月 28 日 (金)
回答方法	受付した質問から、随時2週間を目途に回答します。 回答は、国営明石海峡公園事務所ホームページにて掲載します。な お、回答にあたり質問者の名称は公表しません。

## 4 参加登録

本事業に応募される方は、必ず参加登録をしてください。

参加登録は、応募法人等に限ります。個人での参加登録はできません。

応募グループで公募設置等計画等関係書類の提出を予定している場合は、代表法人及び構成法人のうちの1社が代表して参加登録を行ってください。なお、公募設置等計画等関係書類の受付時においては、参加登録時の代表法人又は構成法人が1社以上存在する場合に限り、代表法人の変更及び構成法人の追加・削除が可能です。

11 1 / V WI II I IV	3 ( ) (2 (leg ) ) Sessible 113/3(leg ) ( ) (C) (11 (11 (11 (11 (11 (11 (11 (11 (11 (1
使用様式	様式4「参加登録申込書」
受付期間	平成 30 年 10 月 11 日 (木) ~平成 30 年 12 月 7 日 (金)
提出方法	電子メール ※件名(subject)は「参加登録申込」と記載してください
アドレス	akashi-kaigan@way.ocn.ne.jp
提出先	国土交通省 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 調査設計課

#### ⑤ 公募設置等計画等関係書類の受付

公募設置等計画等関係書類を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等関係書類は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画等関係書類は受理しません。

使用様式	「公募設置等計画等関係書類一覧」のとおり	
受付期間	平成 30 年 12 月 25 日 (火) ~平成 31 年 2 月 4 日 (月)	
受付場所	近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所	
	神戸市中央区海岸29番地 神戸地方合同庁舎7階	
提出方法	受付場所へ郵送(書留)または持参	

## 【公募設置等計画等関係書類作成の注意事項】

- •公募設置等計画等関係書類の提出は1応募法人(1応募グループ)1提案とします。
- •公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- •関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- •公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- •公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- •必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

# <公募設置等計画等関係書類一覧>

相 口 争松		提出部数	
提出書類 	様式	正	副
1. 誓約書	様式 5	1 部	1 部
2. 応募制限関連書類(応募グループにあっては、代表法人及び構成	法人のすべ	てについ	で提出)
(1) 定款又は寄付行為の写し		1 部	1 部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明		1 部	1 部
(3)納税証明書(その3の3)の写し		1部	1 部
(4) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純 資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している 法人のみ)、注記等」(直近3年間)の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよ い。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸 表		1 部	1 部
(5) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよ い。		1 部	1 部
(6) 財務状況表 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務状況表、単体財務 状況表	様式 6	1 部	1 部
3. 応募資格関係書類(該当する法人について提出)			
(1) 飲食施設の管理運営の実績を証する書類		1 部	1 部
4. 公募設置等計画			
<ul> <li>(1)事業の概要         <ul> <li>①事業の実施方針</li> <li>②事業実施体制</li> <li>③全体基本構想(全体平面図)</li> <li>④事業対象地の管理運営計画</li> <li>⑤事業スケジュール</li> <li>⑥事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針</li> </ul> </li> </ul>	様式 7-1	1 部	1 部
<ul><li>(2) 公募対象公園施設の設置及び管理運営の概要</li><li>①公募対象公園施設の基本事項</li><li>②公募対象公園施設の設置及び管理運営の計画</li></ul>	様式 7-2	1 部	1 部

提出書類		提出部数	
(本)	様式	正	副
(3) 公募対象公園施設の設計及び整備工事の計画			
①公募対象公園施設のデザイン及び設計の考え方			
②公募対象公園施設の構造 (建築概要)	   様式 7-3	1 坎7	1 坎7
③公募対象公園施設の設計及び整備工事の方法	依式 1·3	1 部	1 部
④概略説明図(配置図、各階平面図、立面図、断面図等)			
⑤イメージ図(外観図、内観図)			
(4) 公募対象公園施設の使用料の額	様式 7-4	1部	1 部
(5) 特定公園施設の建設及び管理に関する事項			
①特定公園施設の建設内容	様式 7-5	1 部	1部
②特定公園施設の管理内容			
(6) 利便増進施設の設置及び管理運営に関する事項	様式 7-6	1 部	1 部
(7) その他の提案事項	様式 7-7	1 部	1 部
(8) 資金計画及び収支計画についての考え方	様式 7-8	1 部	1 部
(9) 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備面積・投資額等の	様式 7-9	1 部	1 部
一覧表	184413	T 타	T 11h
(10) 資金計画及び収支計画	様式 7-10	1部	1 部

## (3) 事務局

国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 調査設計課

**∓**650-0024

神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎7階

T E L: 078-392-2992 F A X: 078-392-2995

E-mail: akashi-kaigan@way.ocn.ne.jp

H P: <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/">http://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/</a>

## (4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91項)第1 条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日という」)を含まない)までとします。

## (5) 審査方法等

## ① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

提出されたすべての公募設置等計画等関係書類について、都市公園法第 5 条の 4 に基づき、以下の点について審査します。

ア) 参加資格の審査

応募者が、3.(1)に示す資格等を満たしているかを事務局で審査します。

イ) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等関係書類の内容が、法律等に違反していないことを審査します。

ウ) 公募設置等計画等関係書類の審査及び評価

提出されたすべての公募設置等計画等関係書類について、都市公園法第5条の4に 基づき、以下の点について審査及び評価します。

- a. 公募設置等計画等関係書類が本指針に照らし、適切なものであることを事務局で 審査します。審査の内容は以下のとおりです。
  - 公募設置等計画の内容が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
  - 各様式における記載すべき事項が示されていること
  - 認定の有効期間中の整備・管理運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること
- b. a. により適切なものであることを認められた公募設置等計画に関し、公募設置等計画の記載内容及びプレゼンテーションをもとに、以下の③で示す評価の基準に沿って評価します。ただし、プレゼンテーションは公募設置等計画の具体性や実現性などについて補足の説明や質疑を行うために実施するものであり、プレゼンテーションで公募設置等計画に記載のない新たな提案を行っても、その内容は評価対象としないものとします。

プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。なお、応募者 が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

c. b. の評価を踏まえ、事務局において公募設置等計画の審査を行い、最優秀提案 及び次点提案を選定します。

## ② 委員会

国は、公募設置等計画の審査及び評価にあたり、委員会の意見を聴取します。 委員会の委員は以下のとおりです。

## <委員会委員>

分野	氏 名	所 属
会計	岡村 修	公認会計士・税理士
経済	熊谷 礼子	帝塚山大学経済経営学部 部長
造園	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長

(敬称略:五十音順)

## ③ 評価の基準

国は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

# <評価項目・評価の視点>

評価項目	評価の視点		配点
(1)事業 の実施方針	①公園の特性等を踏まえた 事業運営の基本的考え方 について評価する。	・ 本公園の特性及び本事業の目的を踏まえた 上で、民間の創意工夫による本公園の魅力 向上が期待できる事業運営の基本的考え方 (事業コンセプト) についての提案を評価 する。	45
	②本公園及び地域との連携 方針について評価する	<ul><li>本公園全体の管理運営及び行催事等との相乗効果をもたらす連携方針を評価する。</li><li>地域の活性化(広域観光、地域雇用、地産地消等)に資する連携方針を評価する。</li></ul>	
(2)事業実施体制	①応募法人等の役割分担・実 績・財務健全性について評 価する。	<ul><li>・ 提案の実現性を裏付ける応募法人等の役割 分担や類似実績を評価する。</li><li>・ 応募法人等の財務健全性を評価する。</li></ul>	
	②業務の実施体制、緊急時の 連絡体制、人員の配置につ いて評価する。	<ul><li>業務の遂行能力を裏付ける業務の実施体制 (人員の配置、能力等)を評価する。</li><li>緊急時の的確な対応に資する連絡体制、人 員の配置を評価する。</li></ul>	20
(3)施設 の整備計画 ※公募対象 公園施園 ※公園施園 ※公園施園 ※公園を園面 ※公園で記述でで記述している。 ※公園では、 ※公園では、 ※公園では、 ※公園では、 ※公園では、 ※公園では、 ※公園では、 ※公園では、 ※では、 ※では、 ※では、 ※では、 ※では、 ※では、 ※では、 ※	①公園利用者の利便の向上 に資する施設整備計画に ついて評価する。	<ul> <li>事業運営の基本的考え方(事業コンセプト)を実現させるための、本公園の魅力を高める全体基本構想、施設のデザイン及び設計を評価する。</li> <li>公募対象公園施設に係る投資額を評価する。 【※1】</li> <li>公募対象公園施設及び特定公園施設の整備面積を評価する。【※2】</li> </ul>	55
対象とする。	②景観、バリアフリー等への配慮について評価する。	<ul><li>施設のデザインの前提を踏まえ、デザインコードに適合するもの、あるいはデザインコードと異なるもので明確なデザインコンセプトを持つものを評価する。</li></ul>	
(4)施設 の管理運営 計画	①公園利用者の利便の向上 に資する管理運営計画に ついて評価する。	<ul> <li>事業運営の基本的考え方(事業コンセプト) を実現させるために、現在及び将来の公園 利用者の需要に関する認識・想定を基に、 公園利用者の集客に資する魅力的なサービ スを提供する提案を評価する。</li> <li>特定公園施設の維持管理の水準を評価する。</li> </ul>	35

(5)事業計画	①持続的な資金計画、収支計 画について評価する。	<ul><li>・ 資金計画の確実性を評価する。</li><li>・ 施設整備及び管理運営と収支計画の整合性を評価する。</li></ul>	25
	②事業撤退等に至ると想定 されるリスクと対応方針 について評価する。	・ リスクを幅広く抽出したうえで、その影響 範囲及び対応方針の妥当性について評価す る。	29
(6)価額 審査	①公募対象公園施設に係る 使用料の額について評価 する。	・ 公募対象公園施設に係る使用料の額を評価する。【※3】	20
	②特定公園施設に係る投資 額及び維持管理費用の額 について評価する。	・ 特定公園施設に係る投資額及び維持管理費 用の額を評価する【※4】	20
合計   20			

得点は、以下の5段階により計算します。

備面積 (m²)】×5 (点)

ランク	評価	得点
A	秀でて優れている	配点×100%
В	優れている	配点×80%
С	いくつかの優れている点を認める。	配点×60%
D	わずかに優れている点を認める	配点×40%
Е	特に評価すべき工夫や配慮は見られない。	配点×20%

評価基準【※1】~【※4】の得点は以下の計算式(小数点以下四捨五入)により計算します。 なお、整備面積は、建築面積と屋外部分面積の合計とします。

- 【※1】: 【応募者の公募対象公園施設に係る投資額(円)】÷【すべての応募者のうち最も高い投資額(円)】×10(点)
- 【※2】:【応募者の公募対象公園施設に係る整備面積(m)】÷【すべての応募者のうち最も広い整備面積(m)】×5 (点) 【応募者の特定公園施設に係る整備面積(m)】÷【すべての応募者のうち最も広い整
- 【※3】: 【応募者の公募対象公園施設に係る使用料の額(円)】÷【すべての応募者のうち最も高い使用料の額(円)】×10(点)
- 【※4】: 【応募者の特定公園施設に係る投資額及び維持管理費用の合計額(円)】÷【すべての応募者のうち最も高い合計額(円)】×10(点)

#### 4 結果通知

最優秀提案及び次点提案の選定結果は、速やかに応募法人又は応募グループの代表 法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、 選定結果は事務局ホームページで公表します。

#### ⑤ 委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案の選定までに、委員会の委員に対して、本 事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から最優秀提案及び次点提案の選定結果の通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

#### (6) 公募設置等予定者等の決定

国は、選定した最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、 次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。国が公募設置等予定者の 提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基 本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を 取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、 該当者なしとする場合があります。

## (7) 公募設置等計画の認定

国は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

#### (8) 契約の締結等

## ① 基本協定

国は、認定計画提出者(応募グループの場合は、代表法人及び構成法人全員の連名を予定)と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙のとおりです。

#### ② 設置管理許可

認定計画提出者(応募グループの場合は、代表法人を予定)は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

## ③ 設置許可

認定計画提出者(応募グループの場合は、代表法人を予定)は、特定公園施設の整備工事着工前に、特定公園施設の設置許可を得る必要があります。

## ④ 管理許可

認定計画提出者(応募グループの場合は、代表法人を予定)は、国から管理許可を 受け、特定公園施設の管理運営を行っていただきます。

## ⑤ 占用許可

認定計画提出者は、利便増進施設の整備工事着手前に国から占用許可を得る必要があります。

## (9) 法規制等

- •提案内容は、都市公園法、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守して ください。
- 事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により 実施してください。